

(ベトナム知的財産庁の救済措置に関する通知の仮訳)

ベトナム社会主義共和国
科学技術省 知的財産庁

日本における地震および津波により被災した出願人救済策に関する通知

2011 年 3 月 11 日に発生した地震および津波は、日本人全体にとっても、また知的財産権保有者にとっても、社会的および経済的に甚大な災害であったと思われる。

よってここに、ベトナムの民法第 3 条および第 161 条、並びに法律適用上の実務に従って、ベトナム知的財産庁は以下の通り救済措置を通知する。

- 2011 年 3 月 11 日、日本で発生した地震および津波により影響を受けた出願人に対して、産業財産権の出願手続が当該災害により影響を受けた期間は「猶予期間」とみなされ、法律により定められた期日を決定するにあたり、当該期間は計算に加えられないものとする。
- 当該救済措置の適用を望む出願人は、関連所轄官庁による証明書を提出し、当該災害により影響された期間を示す必要がある。